

第9章 津波ハザードマップ

▶ 本町に最も大きな影響を及ぼす津波を想定した「津波ハザードマップ」の作成について

津波ハザードマップとは、津波浸水予想地域図をもとに要避難区域（避難対象地域）、津波避難場所、津波避難ビル、避難路等に加え、津波情報や避難情報等の防災情報を加味した図面のことであるが、そのため、基本となる津波浸水予想地域作成の前提である想定地震の設定が非常に重要となる。

東北地方太平洋沖地震においても、被災地域の多くの自治体では津波ハザードマップを作成していたが、実際の津波の規模は想定された範囲を大きく超えるもので、そのことが被害の拡大を招いた要因のひとつも考えられている。

これは、これまで地震防災対策の前提となる想定地震を、最も切迫性の高い地震を対象として設定し、過去において最も大きな地震であっても切迫性が低いと判断された地震は、想定の対象外とされてきたことによる。

そのため、今後は、発生確率が低くても、地震・津波被害が圧倒的に大きかったと考えられる歴史地震については、想定対象地震として活用することを検討していく必要がある。

1 津波ハザードマップの作成

津波避難に際して津波避難計画と両輪をなす津波ハザードマップの作成は、本町に最も大きな影響を及ぼすと考えられる 1498 年明応地震（「1000 年に一度の大津波」と表現）による津波を想定した。

今年度作成した吉田町津波ハザードマップは、1498 年明応地震を想定地震とした地震・津波解析結果から得られた震度分布、液状化分布及び浸水想定区域を図示したものであるが、今後、津波避難所や津波避難ビル、避難路等の情報を加味し、より地域住民の避難支援となるよう改訂していく計画である。

「1000 年に一度の大津波を想定した
『吉田町津波ハザードマップ』
(吉田町 平成 23 年 11 月作成)」 参照

- 津波に対する教育・啓発について
- 津波避難訓練について

東日本大震災における津波被害の教訓の一つとして、防波堤や防潮堤等の構造物による津波対策には限界があるという点があげられる。

本町においても、海岸に沿って防潮堤が設置されており、これまで想定されていた東海地震による高さ2.4m～4.0mの津波に対する効果は期待されるが、1498年明応地震を想定した場合、津波の高さは最高8.6mと予測されており、とても防潮堤で防ぐことはできない。

また、もう一つの教訓は、近年津波被災履歴のない地域はもとより、三陸沿岸のようにたびたび被災履歴のある地域においても、津波に対する意識の慢性化（悪い意味での慣れ）、津波体験が薄れているなどの理由により、避難勧告又は指示が出されても速やかな避難活動に結びつかなかったことがあげられる。このことは、津波に対する避難意識の大切さや日頃の津波防災訓練の重要性を改めて認識させるものである。

そのため、本町では、本町に最も影響を及ぼすと考えられる津波を想定した津波ハザードマップを作成するとともに津波避難計画を策定し、これらに基づいた津波に対する教育・啓発及び津波避難訓練を実施するものとする。

1 津波に対する教育・啓発

本町は、町民はもとより、教育・保育施設、社会福祉施設及び企業等に対しても広く津波ハザードマップを配布し、津波に関する避難対象地域、避難困難地域、避難施設、避難場所、避難路及び津波避難ビルについて周知するとともに、津波情報及び避難情報の正しい理解、避難に際してとるべき行動などについて啓発する。

なお、町民が自らの判断で津波から命を守るための事項を、次のとおり整理した。

【津波から命を守るための厳守事項】

- 地震により停電になっても津波情報等を得ることができるよう携帯ラジオ等を用意しておく。（正しい情報を得る手段を確保する。）
- 気象庁から津波警報が発表されたら、自らの判断で直ちに避難を開始する。（役場が被災し広報機能が十分に機能しないこともある。）
- 町から避難勧告・指示が発令されたら直ちに避難を開始する。食料や貴重品等の持ち出しを行ったとしても少なくとも2分後には避難を開始する。（津波から身一つで逃げることで助かった多くの事例がある。）
- 日頃から吉田町津波ハザードマップを見て、津波浸水区域と自宅との位置関係や最寄りの避難場所等を把握しておく。（ただし、ハザードマップを絶対と思わず柔軟に対応することも忘れない。）

(1) 津波防災啓発の手段

FM 島田等の放送機関や新聞等の公共マスメディアやパンフレット、広報誌、ビデオ、町ホームページ等を活用するものとする。

また、予想される津波の到達時間や高さ、津波浸水予想地域の表示等を盛りこんだ津波啓発看板等の設置に努めるものとする。

(2) 津波防災啓発の内容

津波から命を守るためには「地震だ、津波だ、すぐ避難！」を徹底するため、住民への日ごろから防災意識の啓発を図り、周知に努めるものとする。

■津波に対する心得

- ▶ 強い地震（震度 4 程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、安全な場所へ避難する。
- ▶ 噂やデマに惑わされずに正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- ▶ 地震による揺れを感じた場合はもとより、揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに避難対象地域外へ避難する。
- ▶ 津波注意報が発表されたら、海岸付近にいる人、海水浴や海釣りのほか、マリンスポーツ客等は海から離れた場所に避難する。
- ▶ 津波は長時間にわたり繰り返し襲ってくるので、津波警報や注意報が解除されるまで津波避難場所に留まり安全を確保する。
- ▶ 津波の高さは第 1 波よりも第 2 波、第 3 波もしくはそれ以降の波が高くなることがあるので、津波警報や注意報が解除されるまで津波避難場所に留まり安全を確保する。

■津波に関する基礎知識

- ▶ 津波発生メカニズム
- ▶ 津波の速度は水深により変化し、水深 5000m で時速 800km、水深 100m で時速 110km、水深 10m で時速 36km になる。
- ▶ 地震の揺れが弱くても大津波の来ることがある（津波地震）
- ▶ 地震を感じなくても大津波の来ることがある（遠地津波）
- ▶ 津波は何波もくる。第一波より第二波、第三波が高い場合もある
- ▶ 津波は川を遡上する。川沿いの住民は、海から距離があっても油断しない。

(3) 津波防災啓発の場

家庭、学校、地域社会（消防団、自主防災会、自治会、婦人会等）、事業所等を活用する。

(4) 津波災害記憶の継承

津波被害が甚大だった東日本大震災等の事例や文献、行政対応、生活への影響等の資料を収集整理し、住民の意識啓発に活用する。

2 津波避難訓練の実施

本町では、県が定める「津波対策推進旬間」（毎年3月11日前後の1週間）に、津波避難訓練を実施するものとする。

この訓練は、津波警報が発令されたことを想定して、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、災害時要援護者にも配慮した訓練を目的に実施するものとする。

なお、実施に際しては以下の事項に配慮するものとする。

(1) 訓練の実施体制、参加者

① 実施体制

自主防災会等の住民組織、消防本部、消防団等に加えて、漁業関係者、ボランティア組織等の参加を得た地域ぐるみの実施体制を図る。

② 参加者

住民のみならず、漁業関係者、介護施設の関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者等を対象とした実践的な避難支援訓練を行えるように参加者を募るものとする。

(2) 訓練の内容

今回実施した津波数値予測結果を参考に、本町に最も大きな津波被害を及ぼす地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。

また、実施時期についても、夜間や異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等を確立する必要がある。

訓練の第一の目標は、実際に避難を行うことによる避難路の確認や、情報機器類や津波防災施設の操作方法を習熟すること等であるが、想定されたとおりの避難対策が実施可能か否かを検証する場でもある。訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげることが大切である。

【吉田町地域防災計画 参照】
「第1章 防災思想の普及（p13～）」

【吉田町地域防災計画 参照】
「第3章 地震防災訓練の実施（p20～）」